

八頭町デジタルポイントシステム導入等業務プロポーザル実施要領

令和7年10月 八頭キャッシュレス準備協議会

1 目的

八頭キャッシュレス準備協議会（以下「協議会」という。）が実施する八頭町デジタルポイントシステム（以下「本事業」という。）では、地域貢献を地域経済活性化に繋げるため、地域内の生産性や付加価値を高めることで地域への資金流入を拡大させるとともに、地域に流入した資金を可能な限り地域内で循環させることで、地域経済を発展させていくことを目的として、デジタル技術を活用したキャッシュレスシステム開発等を実施する。

本事業におけるシステム開発等を行う事業者を優れた企画提案や価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 本業務の概要

- (1) 業務の名称 八頭町デジタルポイントシステム導入等業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 契約方法 随意契約
- (5) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (6) 予定価格 金20,000,000円（消費及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 担当部署 八頭キャッシュレス準備協議会事務局
八頭町産業観光課商工観光室
〒680-0495 鳥取県八頭郡八頭町船岡 539
電話 0858-72-0144
ファクシミリ 0858-73-0290
電子メール syoukou-kankou@town.yazu.tottori.jp

3 プロポーザルに係る日程等

内容	期日または期間
公募開始	令和7年10月1日（水）
質問期間	令和7年10月15日（水） 17時まで
企画提案参加申込書受付期間	令和7年10月17日（金） 17時まで
参加資格審査結果通知日	令和7年10月22日（水）（予定）
企画提案書受付期間	令和7年11月4日（火） 17時まで
プレゼンテーション及び ヒアリング審査	令和7年11月10日（月）～14日（金）（予定）
選定結果通知日	令和7年11月17日（月）（予定）

4 プロポーザル参加資格

参加者は、募集公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、最優秀提案者の決定までの間に、次に掲げる要件の一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国や地方自治体の競争入札に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 第 2 号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

5 実施要領に関する質問について

- (1) 質問方法 電子メールでのみ受け付ける。質問には「質問・回答書（様式 5）」を使用すること。
- (2) 提出先 八頭町役場産業観光課商工観光室
(電子メール) syoukou-kankou@town.yazu.tottori.jp
- (3) 受付期間 令和 7 年 10 月 15 日（水）17 時まで
- (4) 回答方法 八頭町ホームページにて公表する。
- (5) 回答期日 令和 7 年 10 月 17 日（金）（予定）

6 企画提案参加申込書の提出

(1) 企画提案参加申込書の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。

なお、様式を指定する書類は、産業観光課商工観光室から受け取るか本町ホームページからダウンロードすること。

ア 企画提案参加申込書（様式 1）

イ 会社概要書（様式 2）

ウ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

エ 個人にあっては、身分証明書

オ 法人にあっては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（滞納がないことが

確認できること。)

カ 個人にあっては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。)

キ 暴力団排除に関する誓約書、同意書及び役員等調書（様式3）

(2) 企画提案参加申込書の受付期間等

ア 受付期間 令和7年10月1日（水）から令和7年10月17日（金）17時まで

イ 提出場所 八頭町役場産業観光課商工観光室

ウ 提出方法 電子メール、持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が証明できる方法に限る。）とし、受付期間を過ぎてからの提出は受け付けない。

(3) 参加資格審査

提出された書類により本業務のプロポーザルへの参加資格の有無を審査し、後日、「参加資格審査結果通知書（様式4）を電子メールにて応募者に通知する。

7 企画提案書の提出

プロポーザルへの参加資格が認められた応募者は、審査に必要な書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（別紙企画提案書作成要領に基づき作成すること）

イ 見積書（様式7に従い消費税及び地方消費税相当分を含む額を記載すること）

※本調達の要件であるアプリを含むシステム、及び2年目以降の保守管理費用を記載すること（利用料など発生する場合はそれも記載）

(2) 提出部数

書類は全てA4版、横書きとする。

(3) 提出期間等

ア 提出期間 令和7年10月1日（水）から令和7年11月4日（火）17時まで

イ 提出場所 八頭町役場産業観光課商工観光室

ウ 提出方法 電子メール、持参又は郵送（持参又は郵送の場合、書類は10部提出すること。また、郵送の場合、配達記録が証明できる方法に限る。）とし、提出期間を過ぎてからの提出は受け付けない。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案書の内容を具体的に説明し、方針等を詳細に提案するための場として、プレゼンテーション及びヒアリング審査を次の方法で実施する。なお、「7 企画提案書の提出」により提出された企画提案書の内容と異なる趣旨説明や新たな提案及び追加資料等の提出は認めない。

(1) 実施時間は、応募者1者につきプレゼンテーション30分程度、ヒアリング20分程

度とする。なお、参加者が1者の場合でも実施し、プレゼンテーション開始に係る準備時間は実施時間に含めない。

- (2) プレゼンテーション方法は提案者の任意とする。なお、プレゼンテーションに必要なとなるパソコン等の機器は、提案者側で準備すること。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査への参加者は、3名以下とすること。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング審査は、八頭町役場内会議室を会場に、令和7年11月10日(月)から14日(金)までの間に実施する予定である。なお、オンライン参加(zoomを予定)も可とし、開始時刻等は後日連絡する。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、企画提案書の受付順とする。
- (6) 審査は、別に定める八頭キャッシュレスプロジェクトに係る開発等業務プロポーザル審査委員会において、審査要領に基づき総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。なお、評価点が60点以上の評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。採点結果及び最優秀提案事業者名を八頭町ホームページで公表する。
- (7) 企画提案書の提出後において、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリング審査への参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式6)を速やかに提出すること。なお、その場合、提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (8) プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とする。

9 審査結果の通知

審査実施後、審査に参加した者に対しプロポーザル審査結果通知書(様式8)を送付する。なお、その通知日は、令和7年11月17日(月)を予定する。

10 プロポーザルの無効について 次に該当する場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合
- (2) 企画提案参加申込書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が「4 プロポーザル参加資格」で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 「2 本業務の概要」にある予定価格を上回る見積書の提出があった場合
- (6) 審査に従事する職員に対し、評価に影響を与えるような不必要な接触を行った場合
- (7) 著しく審議に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書の内容は、本業

務以外には使用しない。

- (3) 提出期間終了後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 本業務の遂行に関する書類は、本業務の完了の日の属する年度の終了後5年間は保存すること。
- (5) 審査の過程内容については、採点結果及び最優秀提案事業者名のみ八頭町ホームページで公表する。また、審査結果に対しての異議申し立てについては受け付けない。